学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARS	
	コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸 器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る。)、特定鳥イ ンフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四 号)第六条三項第六号に規定する特定鳥インフル エンザ)	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ 等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日(幼児にあって は、3日)を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで。
	麻しん	解熱した後三日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後5日を経過し、か つ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが消失するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師に おいて感染のおそれがないと認め
	髄膜炎菌性髄膜炎	るまで。
 第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出	
E	血性結膜炎その他の感染症 ※条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症〔溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)など〕	病状により学校医その他の医師に おいて感染のおそれがないと認め るまで。